

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和4年6月16日付け高子事第358号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象者リストの外部提供について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号
業務名	大阪府子ども教育・生活支援事業
諮問課	子ども未来部保育幼稚園事業課
審議日	令和4年6月28日
審議結果	承認
内 容	
<p>国内外の情勢を原因とする急激な物価高騰により、広く大阪府民の家計に影響が及んでいるところ、大阪府が、子育て世代への支援策として大阪府内に住む18歳以下の子どもに対して、所得制限を設けずに、1人につき1万円のギフトカード又はデジタルギフトカードを支給する「大阪府子ども教育・生活支援事業（以下「本事業」という。）」の実施を決定した。これを受け、大阪府内の市町村においては、（1）住民基本台帳から、対象となる市民の住所、氏名及び生年月日並びに世帯主の氏名を抽出して整理したリストを大阪府に提出し、提供を受けた大阪府が、委託事業者を通じてギフトカード等の印刷、封入及び発送を行う「府実施主体型」、（2）市町村が、大阪府と情報連携しながら実施する「府市町村共同実施型」のいずれかを選択して本事業を行うこととなった。</p> <p>本市としては、迅速性が求められる臨時緊急施策である本事業の性質に鑑みるとともに、DV被害者等の配慮を要する方の個人情報を大阪府を經由して本市が本人外収集することを抑制する観点から、「府実施主体型」を採用することとしている。</p> <p>本件は、住民基本台帳から抽出したリスト及び無戸籍である旨の申出があった方のリスト（以下、これらを「対象者リスト」という。）を大阪府に外部提供するものであることから、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定により、本人の同意なく行う外部提供について、高槻市個人情報保護運営審議会（以下「本審議会」という。）に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件を慎重に審議した結果、（1）本事業の管理責任者を定めるとともに担当する職員を限定すること、（2）住民基本台帳から抽出した対象者リストは暗号</p>	

化及びパスワード設定をした上で記録媒体に保存すること、(3) 対象者リストを保存した記録媒体は、大阪府の職員に引き渡すまでの間、保育幼稚園事業課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管すること、(4) 記録媒体は、本市職員が複数名で大阪府庁まで持参し、引き渡した大阪府職員から受取サインを徴取し管理すること、(5) 記録媒体に設定したパスワードは、記録媒体自体とは分離した状態となるようLGWANメールで大阪府に送付すること、(6) 本市内部及び本市と大阪府との間での記録媒体の受渡し等の各作業段階において「大阪府子ども教育・生活支援事業対象者リスト管理簿」に処理経過を記録し管理すること、(7) 対象者リストは、大阪府からの問合せ等に備え、事務担当者のみがアクセスできる文字コード変換サーバにおいて保管し、事業完了後は速やかに消去することなど、適正かつ妥当な個人情報の保護措置が講じられることから、本件を承認するものである。

ただし、(1) 本市職員が複数名で大阪府庁まで持参する旨など、記録媒体の受渡しの詳細を本市の保護措置に明記すること、(2) 大阪府と委託事業者の間での対象者リストの受渡しにおいては、暗号化及びパスワード設定を行い、対象者リストとパスワードの受渡しは物理的に分離させるよう大阪府（受託事業者を含む。）に要請すること、(3) その他事業全般における厳格な情報管理について大阪府に要請することのほか、本市においてもこれらの事項に注意関心を持ち、大阪府と協力して個人情報の保護に尽力することを条件とする。